

第七十一条中「から第五十条まで」を「第四十九条、第五十条」に改める。

(経過措置)
この省令の施行の際現に指定を受けていること

十九条、第五十条」に改める。

第七十一条の二第一項第一号中「指導員又は」を「児童指導員」に「この号」を「この条」に改め、「同じ」と下に「又は障害福祉サービス経験者」を加え、「保育士」を「保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条に次の二項を加える。